

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和7年3月13日

南丹市長

市町村名 (市町村コード)	南丹市 (262137)
地域名 (地域内農業集落名)	八木町神吉地域 (上区、下区、和田区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月30日 ~ 令和6年12月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・耕作者の高齢化が進んでおり、離農する農家や耕作面積を縮小する農家が増えている。その一方で面積は小さいものの新しく就農する者もいて放棄地を活用できている面もある。この現状を踏まえ、5年後、10年後を踏まえた農業の担い手の確保が急務であり課題である。
・農地の荒廃化、鳥獣の被害の拡大、現耕作者の農業への意欲低下並びに新規就農者の就労への懸念から希望者の減少等が課題であり、課題は山積である。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・現在意欲的に耕作している農家が今後も農業を継続できる環境を維持し、将来的に希望を持てる地域農業の在り方を進めることで新しい耕作者を増やしていく。また、従来の農業だけでなく、新しい方面、ジャンルの農業を受け入れられる風土と環境を整えることも重要である。
・現在の耕作者が農業を継続していく環境を作り、体も気持ちも後向きにならず大変な状況ではあるが、頑張っていこうという希望を持ってもらうこと。また、就農者の人口増加を促進するため、地域の受皿がもっと柔軟になることと同時に新規就農者も当地域の良き伝統を踏まえ協調できる取り組み、また新しい風を受け入れられる風土と環境を整えることが重要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	82.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	82.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
地域内に存在する複数の担い手(認定農業者等)への農用地の集積及び集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
中間管理機構の機能を活用し、荒廃農地や離農農地を放置しないように、農業委員、農事組合、補助事業活動組織等が相談調整をし、後継農業者を確保していく。
(3)基盤整備事業への取組方針※
現状では特段取り組む予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
新規就農希望者に対しては地域の状況について情報提供を行ったうえで、営農計画との適合性を考慮しながら、就農に向けた支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
現在農作業受託の取り組みは特にないが、今後農地の効率的な利用ができなくなることの懸念もあるため、検討していきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策※	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣害ネットの新設を実施していく。
 ③ドローンを活用した防除に取り組む。
 ⑦荒廃農地を防止するため農地の点検や指導を行い、保全管理に努める。